

機械器具（15）舌圧子
一般医療機器 舌圧子（JMDN：14066000）

ヘイワ舌圧子

再使用禁止

【禁忌・禁止】

- 再使用禁止
- 再滅菌禁止

【保守・点検に係る事項】

使用前に損傷、変形、汚れがないか確認し、これらがある場合は使用を中止すること。

【形状、構造及び原理等】

天然木を細長い板状に加工したものを滅菌した製品で、舌を移動させて周辺の組織等の検査を容易にするために用いる手術器具。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社平和医療器械

山口県防府市戎町 2 丁目 4 番 37 号

TEL：0835-22-3658

外国製造業者

Tonglu Youshi Medical Instrument Co.,Ltd（中国）



【使用目的又は効果】

舌を移動させて、周辺臓器及び組織の検査を容易にするために用いる。

【使用方法等】

包装から本製品を取り出し、患者の口腔内に挿入、舌を抑えて移動させて周辺臓器及び組織を観察する。

【使用上の注意】

- 損傷（欠け、割れ、ささくれ）、変形、汚れ等を確認した場合は使用しないこと。
- 破損の可能性があるため、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- 体内に留置しないこと。
- 開封後は、速やかに使用すること。

【保管方法及び使用期間等】

- 高温多湿、直射日光を避け、粉塵・湿気のない清潔な場所に保管すること。
- 保管中、破損しないように注意すること。

〔使用期限〕

外装に記載されている使用期限までに使用すること

〔自己認証（当社データ）による〕